

## 知的財産管理技能検定1級過去問題・解答解説(第13回・第14回)について

第25回(2016年11月6日)以降の検定試験を受検される場合は、不正競争防止法の一部を改正する法律および特許法等の一部を改正する法律に基づき、一部の解説内容について、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第24回	平成28(2016)年 7月10日(日)	平成28(2016)年1月1日
第25回	平成28(2016)年 11月6日(日)	平成28(2016)年5月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

不正競争防止法の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年 7月10日 (平成27年法律 第54号)
施行日	平成28(2016)年 1月 1日
参考	経済産業省ホームページ 不正競争防止法の概要と改正 URL : <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html">http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfair-competition.html</a>

特許法等の一部を改正する法律	
公布	平成27(2015)年 7月10日 (平成27年法律 第55号)
施行日	平成28(2016)年 4月 1日
参考	特許庁ホームページ 特許法等の一部を改正する法律 URL : <a href="https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm">https://www.jpo.go.jp/torikumi/kaisei/kaisei2/tokkyohoutou_kaiei_270710.htm</a>

◆法改正情報について◆

アップロードの発売中のテキストに関しては、法改正にあわせ情報を公開しています。

〈アップロードホームページ〉➡〈受検対策〉➡〈読者サポートコーナー〉➡〈法改正情報〉

URL : <http://www.upload-j.com/kaisei>

■法改正による変更・修正

該当箇所	変更後
解答解説 P6 問 7 上から 5～6 行目 経済産業省 「営業秘密管理指針」の改訂	経済産業省「営業秘密管理指針」 <u>5 ページ</u> 参照 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf</a>
解答解説 P6 問 8 上から 3～4 行目 経済産業省 「営業秘密管理指針」の改訂	経済産業省「営業秘密管理指針」 <u>15 ページ</u> 参照 <a href="http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf">http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/20150128hontai.pdf</a>
解答解説 P9 問 11 上から 4 行目以降 下線部を追加	なお、本解説におけるヒット件数は 2013 年 2 月時点での公開特許公報検索の結果であるが、 <u>2015 年 3 月から運用開始となった特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）の公開特許公報検索にて 2016 年 3 月に検索を行ったところ、アの場合は 1,674 件、イの場合は 0 件、ウの場合は 460,891 件となり、特許電子図書館（IPDL）の場合と同じような検索結果となった。</u>
解答解説 P13 問 18 上から 7～11 行目 下線部を変更・追加	なお、問 18～問 20 において、以前には全く同じ事例が審査基準に掲載されていたが、 <u>審査基準の改訂に伴い現在は類似のものが掲載されている。</u> <参照> ・平成 27 年 9 月 30 日以前の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第 1 部 第 1 章 5 事例 2 <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun_0930.htm</a> ・平成 27 年 10 月 1 日以降の審査に適用される特許・実用新案審査基準 第 II 部 第 1 章 第 1 節 5.2 および第 II 部 第 2 章 第 3 節 4.1.1 例 3 <a href="http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm">http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/tukujitu_kijun.htm</a>

該当箇所	変更後
解答解説 P16 問 21 選択枝ウ 上から 2 行目	…基礎出願日から 1 年 3 カ月後 <u>(現行法では 1 年 4 か月後)</u> に取り下げ擬制される (特許法 42 条)。
解答解説 P16 問 21 選択枝エ 最終行に本文を追加	<u>なお、問題文とは直接関連はありませんが、平成 26 年法改正により特許料の納付期間や納付期間の延長期間を徒過した場合でも、一定条件下、納付が可能になりました (特 108 条 4 項)。</u>
解答解説 P19 問 26 選択枝エ 上から 4 行目	ただし、結果として特許権侵害の事実がなかった場合や、特許が無効になった場合には、販売者への警告書送付が不正競争防止法 2 条 1 項 <u>15 号</u> の営業誹謗行為に該当する可能性があるため、

該当箇所	変更後
問題 P1 はじめに 上から 4 ～ 5 行目	特に日時の指定のない限り、 <u>2016 年 5 月 1 日</u> 現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。 解答は、選択枝ア～エ又はア～ウの中から 1 つ選びなさい。